

社会福祉法人久留米社会福祉協議会公告第1号

条件付き一般競争入札を施行するので、次のとおり公告する。

令和4年4月28日

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 会長 萩原 重信



1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 社協001
- (2) 工事名 総合福祉センター外部改修工事
- (3) 工事場所 久留米市長門石1丁目1番34号
- (4) 工期 240日間（令和5年3月15日まで）
- (5) 予定価格 102,290,000円（税抜）
- (6) 最低制限価格 93,762,000円（税抜）

2 工事概要

別紙のとおり

3 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「久留米市社会福祉協議会に久留米市の要綱等を準用する要綱」の規定により準用される「久留米市競争入札参加資格について（令和4年久留米市公告第54号）」の規定による競争入札に参加する者に必要な資格を満たしている者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により、久留米市から指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 前5号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次のア、イ又はウに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとし、他の者については入札に参加す

ることができないものとする。

ア 資本関係が次のいずれかに該当する場合

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合（当該子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 人的関係が次のいずれかに該当する場合（(ア)においては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

4 発注形態

単体

5 設計図書等の入手先及び入手期間

(1) 入手先：久留米市社会福祉協議会総務課又は久留米市社会福祉協議会公式ウェブサイト（ダウンロード可）

(2) 入手期間：公告の日から令和4年5月18日（水）まで

※ 窓口での入手の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、12時から13時の間は除く。）。

6 質問受付期間及び受付場所

(1) 受付期間：公告の日から令和4年5月19日（木）正午まで

(2) 受付場所：久留米市社会福祉協議会総務課

(3) 質問は社会福祉協議会へFAX（TEL 34-3090）で行うこと。電話等による質問は、受け付けない。

(4) 現場説明会は行わない。

7 質問に対する回答

令和4年5月23日（月）正午（予定）までに質問者にFAXで回答。但し、質問内容によっては社会福祉協議会公式ウェブサイトに掲載することもありますので、ご注意ください。

8 開札日時及び場所

令和4年5月27日（金）10時 久留米市総合福祉センター2階 会議室

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと。）

11 契約条項を示す場所

久留米市社会福祉協議会総務課

12 支払条件

- (1) 前払金：有り（契約金額の40%以内）
- (2) 中間前払金：有り（契約金額の20%以内）
- (3) 部分払：無し

13 入札参加条件

- (1) 入札書の締切時点で、久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（「久留米市社会福祉協議会に久留米市の要綱等を準用する要綱」の規定により準用される「久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年5月1日庁達第8号）」第5条第1項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 名簿に第一希望で登録されている建築一式工事の業者で、ランク基準がBランクであること。
- (3) この工事に関して、直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に従い監理技術者として配置できること。
- (4) この工事に関して、常駐の直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にある現場代理人（代表者（社長等）及び営業所専任技術者を除く。）を配置できること。

14 入札参加必要書類

- (1) 入札に参加する者は、入札書に、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を添付して提出すること。
 - ア 入札金額積算内訳書（第1号様式）
 - イ 配置予定技術者等調書（第2号様式）
 - ウ イの配置予定技術者等調書に記載した技術者を3か月以上雇用していることを証する書類の写し（法人は健康保険被保険者証・雇用保険被保険者証等、個人は賃金台帳・出勤簿等でも可）
- (2) 配置予定技術者等調書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。
ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければならない。
- (3) 入札書等の提出部数は1部とし、その作成及び提出に係る費用は、提出者の負担

とする。

- (4) 入札書等の様式は、「5 設計図書等の入手先及び入手期間」に規定している入手先で入手すること。

1.5 入札参加条件の審査方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う。）

1.6 入札の方法

- (1) 郵便による入札とする。

- (2) 入札に参加を希望する場合は、設計図書を入手期間内に入手し、入札書等提出締切日時内に入札書等を指定の場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

ア 入札書等提出締切：令和4年5月25日（水）17時（必着）

イ 指定場所：〒830-0027

久留米長門石1丁目1番34号

久留米市社会福祉協議会 総務課

- (3) 郵送する際の封筒は、角2封筒とし、入札書等を入れ郵送すること。なお、封筒の表には次のように記載すること。

〒830-0027

久留米市社会福祉協議会

久留米市社会福祉協議会 総務課 行

入札書在中

入札番号

社協001

- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 到着した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり入札参加条件を満たさなくなった場合等、やむを得ない理由があると久留米市社会福祉協議会会長が認め、入札辞退届を受理した場合を除く。
- (6) 前号ただし書きによる入札の辞退は、書面（第3号様式）により開札日時までに久留米市社会福祉協議会総務課に持参により提出するものとし、提出後の取消又は撤回はできない。
- (7) 入札者が1社であっても、入札を執行するものとする。

(8) 入札回数は、1 回とする。

1 7 開札の立会

- (1) 開札の立会人は、入札に参加している者から 2 者抽選で決定し、指名された者以外の開札場所への入室は認めない。
- (2) 開札の立会人は、開札の前日までに決定し、立会人に電話及び F A X により通知するものとする。
- (3) 前 2 号の規定により指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない社会福祉協議会の職員を立ち会わせる。

1 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札書等に虚偽の記載を行った者のなした入札
- (3) 一般書留又は簡易書留以外の方法をもって申込みをした者の入札
- (4) 予定価格を上回った価格をもって申込みをした者の入札
- (5) 最低制限価格を下回った価格をもって申込みをした者の入札
- (6) 入札書に金額の記載がないとき
- (7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき
- (8) 同一入札者が 2 以上の入札をしたとき
- (9) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき
- (10) 入札書に入札者若しくはその代理人の記名押印がなく、又は訂正箇所には訂正印がないとき
- (11) 入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき

1 9 落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が 2 以上あるときは、「抽選」により落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札候補者が「1 3 入札参加条件」の条件を満たしていると認められた場合、落札候補者を落札者とする。
- (4) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

2 0 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 入札参加者は、久留米市社会福祉協議会経理規程その他関係法令を遵守すること。

2 1 事務局

久留米市社会福祉協議会総務課（久留米市総合福祉センター内）

〒830-0027

久留米市長門石1丁目1番34号

電 話：0942-34-3035

FAX：0942-34-3090

Eメール：s-syakyo@heartful-volunteer.net

HP：<https://www.heartful-volunteer.net/>